

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、家庭裁判所で取り扱う成年後見関係事件や相続を初めとする家事事件は増加し続けている。当市でも、平成25年度の法律相談では、相続や離婚など家庭に関する相談が全体の約38%を占めた。また、65歳以上の高齢者の占める割合も年々高くなっており、今後も成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。このような状況の中、司法の役割はますます増大し、その中核を担う裁判所の存在意義もさらに重要性を増している。

しかし、簡易裁判所では家庭に関する事件を取り扱わないため、家庭に関する問題を抱えた当市や近隣市町の住民が裁判所を利用する際には、藤沢簡易裁判所があるにもかかわらず横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要がある。これは、高齢者等にとって大きな負担となっている。

現在、神奈川県内に家庭裁判所の出張所はないが、全国的にみると、簡易裁判所に家庭裁判所の出張所が併設されている例が77カ所もある。

これらに鑑みても、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることが必要である。

よって、政府及び最高裁判所におかれては、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにするため、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、人的物的体制の確保と予算措置を講じるよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
法 務 大 臣
最 高 裁 判 所 長 官

} あて